

あきる野市教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 開催日 平成25年1月24日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後4時58分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- | | | |
|--------|-----------------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | あきる野市学校給食センター整備計画(案)について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | あきる野市体育施設及びあきる野市公民館の指定管理者の指定について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 平成25年度使用教科用図書(特別支援学級教科書)の採択について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | あきる野市文化財の指定に関わる諮問について |
| 日程第 5 | 報告事項(1) | あきる野市立小中学校における食物アレルギーの対応について |
| 日程第 6 | 報告事項(2) | 体罰および不適切な指導の根絶について |
| 日程第 7 | 報告事項(3) | あきる野市小中一貫教育推進基本計画(案)について |
| 日程第 8 | 報告事項(4) | 平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について |
| 日程第 9 | 報告事項(5) | ふれあい月間(11月)の調査結果について |
| 日程第 10 | 教育委員報告 | |
| 日程第 11 | 委員長の選挙について | |
| 日程第 12 | 委員長職務代理者の指定について | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-------|
| 委員長 | 古田土暢子 |
| 委員長職務代理者 | 山城清邦 |
| 委員 | 田野倉美保 |

委員	丹治充
教育長	宮林徹

7 欠席委員 なし

8 事務局出席者	教育部長	鈴木恵子
	指導担当部長	新村紀昭
	生涯学習担当部長	山田雄三
	教育総務課長	佐藤幸広
	学校給食課長	小林賢司
	指導担当課長	千葉貴樹
	生涯学習推進課長	関谷学
	公民館長	岡野要一
	スポーツ推進課長	木下義彦
	国体推進室長	橋本恵司
	図書館長	松島満
	秋川キララホール事務長	木崎克彦
	指導主事	梶井ひとみ
	指導主事	加藤治紀

9 事務局欠席者	教育施設担当課長	丸山誠司
	秋川キララホール館長	平野泰弘

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

ただいまからあきる野市教育委員会 1 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局は、教育施設担当課長、秋川キララホール館長、加藤指導主事が欠席しており、秋川キララホール館長のかわりに秋川キララホール事務長が出席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、田野倉委員と丹治委員を指名します。

では、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 1 号あきる野市学校給食センター整備計画（案）についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 1 号あきる野市学校給食センター整備計画（案）についての議案を提出いたします。説明は教育部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、あきる野市学校給食センター整備計画（案）についてご説明申し上げます。まず、提案理由でございます。新たな学校給食センターの整備を行うため、平成 23 年度に策定したあきる野市学校給食センター整備検討報告書に基づき、庁内で組織するあきる野市学校給食センター整備計画策定委員会を設置し、施設整備の手法や運営方法、施設の規模や構成等についてさらなる調査検討を行い、あきる野市学校給食センター整備計画（案）を策定したので、委員会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、学校給食課長から説明させていただきます。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（小林賢司君）

それでは、議案第 1 号学校給食センター整備計画について説明をさせていただきます。給食センターの整備につきましては、平成 23 年 10 月の定例会におきまして報告事項として説明をさせていただきました、あきる野市学校給食センター整備検討報告書に基づきまして給食センター整備検討委員会を設置し、施設整備の手法や運営方法、施設の規模や構成等について調査検討を行い、ここに給食センター整備計画（案）を策定いたしました。事前に整備計画（案）をお配りしておりますが、本日配付させていただきました学校給食センター整備計画（案）骨子で説明をさせていただきます。

それでは、骨子のほうをごらんいただきたいと思います。まず、施設内容の基本的な考

え方でございます。用地でございますが、調理後2時間以内で給食できるよう、各学校からの距離を勘案し、配送車や食材搬入車などの出入りに適した幅員を有する道路への接道がある用地を選定するということでございます。

次に、規模でございますが、最大8,000食を想定した場合には、敷地面積が7,500平米から8,800平米程度、建築面積が3,500平米程度の鉄骨2階建てが必要になると考えられております。

施設構成でございますが、学校給食衛生管理基準等に基づきまして、作業区域を明確にしまして、人や物資の流れが一方通行となるように計画をするものでございます。また、作業効率を考慮しますと、1階には調理関連諸室、2階には事務室や見学関連施設を設置するということでございます。

次に、献立でございますが、小学校2献立、中学校1献立の計3コースの献立を考えております。また、食器につきましては食育の観点に基づいた構成にしたいと考えております。

続きまして、米飯でございますが、現在は週3回となっておりますが、食育の観点等から週4回に回数をふやしていきたいと考えております。

次に、環境への配慮でございますが、建物の省エネルギー化や太陽光発電の導入を図っていきたいというふうに考えております。

それでは次に、整備手法でございます。整備手法につきましては、従来方式の公設公営方式、PFI方式、リース方式、公設民営方式を比較しました。比較した結果、国からの交付金、東京都からの栄養士の派遣、財政支出の平準化、資金調達、コスト縮減等を総合的に勘案しますと、PFI方式が最もすぐれているという結果となりました。

裏面をちょっとごらんいただきたいんですが、下のほうにPFI事業の内容を記載させていただきました。まず、PFI事業でございますが、給食センターの設計、建設、維持管理及び運営を民間の資金とノウハウを活用しまして、給食の提供を民間で行うこととございます。市は、事業期間、事業費等を定めまして、このPFI事業のためにだけ設立しました特別目的会社と契約をし、給食事業を行うものでございます。

また、PFI事業には2つの方式がございます。簡単に説明しますと、施設を建設した後、直ちに施設の所有権を市に移転をするBTO方式と、施設を建設し、ある程度事業期間が終わった後に施設の所有権を市に移転するBOT方式がございます。

申しわけないんですが、また表面をごらんいただきたいと思えます。次に、PFI事業の事業スキームについてでございます。まず、事業範囲でございますが、施設の設計、建設、維持管理、運営を民間事業者が行いまして、献立作成、食材の調達、食材の検収、配ぜんの業務は市が責任を持って行うこととします。

なお、献立作成につきましては、昭和60年の当時の文部省の通達によりまして、委託した場合でも委託の対象としないことということも示されております。

次に、事業形態でございますが、市がPFI事業者のサービスを買うというようなサービス購入型としまして、東京都からの栄養士の派遣、交付金、公租公課のメリットのあります、施設を建設後、直ちに市に所有権を移転するBTO方式とするということとございます。

次に、事業期間でございますが、先進地の事例や民間の資金調達の観点から、施設の設計、建築を含めまして17年間と設定をいたしました。

続きまして、PFI事業の可能性についてでございます。裏面をごらんいただきたいと思います。今まで説明をさせていただきましたとおり、各事業手法を検討しました結果、PFI方式が最もすぐれているという結果になりました。そこで本市にとって、PFI方式導入の実現可能性について検討をいたしました。

まず、具体的な費用削減効果でございますが、従来方式と比較しまして、PFI方式が総事業費をどれだけ削減できるかという算出を行いました。その結果、一括発注、長期契約による民間企業の経営ノウハウの活用や工期の短縮、性能発注による施設の費用対効果の最適化等によって、設計、建設費、維持管理、運営費等が従来方式と比較しまして削減が可能であることが確認をできました。

次に、民間企業の事業に対する関心度でございますが、幾ら費用が削減できても民間企業の関心がないと事業が成り立ちませんので、建設企業、厨房機器メーカー、そして給食調理会社等32社を対象としまして、市場調査を実施いたしました。その結果、回答があった27社の民間企業の8割以上が本事業への興味があるとの回答を得ました。また、事業形態、事業方式、事業範囲等につきましても問題がないという回答が大多数でございました。以上のような結果から、本事業をPFI事業のBTO方式として実施することが可能となりましたので、PFI事業のBTO方式として進めていくことが適切ということになりました。

最後に、スケジュールでございますが、建設用地が決定した後に事業者の選定、契約締結等に約2年間、建設、設計にも約2年間が必要となりますので、5年目から供用開始となりまして、運営、維持管理は15年間となる予定でございます。以上、雑駁でございますが、整備計画（案）の説明とさせていただきます。

次に、整備計画に伴うスケジュールについて説明させていただきます。本日お配りをしました整備計画策定に伴うスケジュール（案）をごらんいただきたいと思います。昨年12月26日に開催しました給食センター運営協議会におきまして、整備計画の素案の段階なのですが、中間報告ということでさせていただきました。運営協議会の中では、ごらんのとおりに承認いただいたような形となりました。

ことしに入りまして、1月16日に開催をいたしました整備計画策定委員会におきまして整備計画（案）を取りまとめました。そして本日、教育委員会1月定例会におきまして議案として提出をさせていただきました。

今後につきましては、1月29日の経営会議におきまして整備計画（案）及びパブリックコメントを実施する旨を報告いたします。2月1日から2月14日までパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの周知につきましては、2月1日号の市の広報で周知をする予定となっております。

そして、2月21日に開催されます教育委員会2月定例会におきまして整備計画（案）を給食センター運営協議会に諮問することを議案として提出をさせていただきます。3月の4日、5日での調整をしておりますが、給食センター運営協議会を開催しまして、整備計画（案）の諮問を行い、答申を得る予定となっております。

3月26日に開催されます教育委員会3月定例会におきまして、給食センター運営協議会の答申に基づきまして、整備計画を議案として提出をさせていただきます。最後に、3月27日の3月定例議会全員協議会で整備計画を報告する予定となっております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

先ほど整備計画（案）骨子の中の施設の基本的な考え方の（4）で献立については、お話では小学校が2つ、中学校が1つの計3コースということだったんですけども、小学校2つというのは選べるということでしょうか。

学校給食課長（小林賢司君）

想定しているのが、戸倉小学校が閉校しまして、10校ですか、そうになっていくと、それが全部1つのセンターでつくるようになりますので、選べるという形ではなくて、どこその小学校がAコース、Bコースというような考え方になるかと思います。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

PFI方式によって事業をすすめるということですけど、そうした折、例えば立ち上げまでの費用等については、市独自で行う場合と、あるいはPFI方式を採用した場合の費用ではどのぐらいの差があるのか、わかりますか。

学校給食課長（小林賢司君）

整備計画の中23ページでもお示しをしているんですが、あくまでもシミュレーションなんですけど、真ん中ほどのところにVFMの算定結果表というのがございまして、従来方式では88億7,200万円、PFI方式だと82億9,600万円ということで、設計、建設、維持管理を含めてこのような形で差が出ているというふうなシミュレーション結果になりました。

委員（丹治 充君）

この場合設置する場所はこれからですか。例えばここで言いますと、工業地域または準工業地域ですか、そういうところに限定されるようですけども、あきる野市の工業地域等は結構あるのですか。

学校給食課長（小林賢司君）

都市計画上、工業地域は今図面がないんですが、今回の給食センターの場合には、西のほうは五日市中学校、東が東秋留小学校、その中間ぐらいを予定しておりまして、用地につきましては、準工業地域または工業地域の中で今現在幾つか候補地がありますのでその中で検討しているというようなことでございます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

計画が進んで本当によかったなと思っております。というのは、現在の学校給食は、学校訪問の際に何回かごちそうになりまして、感じていたことがありまして、というのが、食育とか、それから作法とか食文化という観点からいうと、残念ながら今の学校給食の場合には、この7ページにありますように、家庭での茶碗、それからお汁、おかずの皿とか、1人当たり3皿、4皿というのがノーマルな形だと思うんですが、残念ながら今の学校給食ですと、1つのトレーの上になんなものが乗っかっている。それを食べるのも、全部はしで食べてください、全部スプーンで食べてくださいということで、はしやスプーンの使い分けというのが基本的にできないとか、随分正直言いまして首をかしげる状況だと思うんです。これが今度セラミックスとかいろんな強化磁器を使うことによって、この7ページにありますように、家庭での食事の形態に近いような学校給食ができるということになれば本当にうれしく思います。片や保育園、幼稚園の給食では、現在ワントレーということはずあり得ないんです。既にどんどんセラミックスを使ったり、それから御飯、お汁、おかずというのは全部別の皿で出して、並べ方から全部教えているのが実情なんですけど、学校に行ってしまうと、それが途端に消えてしまうというのは非常に残念なところだったんですけども、それが今度実現できるということは結構なことだと思います。

ちょっとお伺いしたいんですけど、このPFI事業の中で民間の資金とノウハウを活用しというのがきょうの骨子の裏面、米印で説明がありますけれども、具体的にはあきる野市の給食を運営するための会社を1つつくるということになるのですか。特別目的会社というのは、どこかにもありましたけれども、そのために民間資金を募って株式会社を設立するというイメージなのか、それとも既存の請負会社がここで言う特別目的会社ということになるのか、イメージとして文章上読み取れなかったものですから、その辺をお聞きしたいということと、それからPFI方式のBTOでしたっけ、建物を会社がつくって、それをすぐ市のほうに所有権を移転するってありましたけど、これは税制上は売却なのか、それとも贈与なのかということで、この辺は問題はないのかなということと、それからメリットの中に、この骨子にもあるんですけど、PFI方式にしたほうが工期が短縮できるという表現があるんですけど、これは直営方式と比べてということなのだろうと思うんですが、なぜそれが民間の場合には工期の短縮が可能なのかというのがちょっと私にはよく理解できなかったんです。それから、いつも同じような事業のときには質問することなんですけれども、事故が起きた場合の責任分担のとり方というのはどういうふうになるのかなということです。それから、もう一つ、パブリックコメントに出すときにはここにいただいた整備計画(案)全てがパブリックコメントで公開されるということなのでしょうか。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（小林賢司君）

まず、特別目的会社の関係でございますが、この事業を行うためだけに建設会社とか調理機器メーカー、調理会社で新しく会社をつくります。それが特別目的会社となっております。それと、工期の短縮でございますが、民間会社が設計を自分でしまして、自分で

工事をしますので、その辺の工期の設定等は民間会社のノウハウでできますので、短縮が可能になると。今までの従来方式だと、設計は別、工事は別で、ある程度工期を決めなければならぬのですが、今度は自分たちの会社が設計をして建設しますので、その辺は工期の短縮ができますということです。

それと、リスク分担の話なんですが、これから契約するときに明確にするんですが、一般的に例えば食中毒が発生したという中で原因は何なのかと。今回PFIの中で考えることは、食材の発注だとか献立は市で責任を持ってもらいますという中で、食中毒が発生した場合に、その調理の中で調理員が食中毒を持っていて、それで食中毒が発生した場合には民間企業に、食材が原因だった場合には、当然市が検収をしていますので、市の責任というようなことがリスク分担となっております。

それとあと、パブリックコメントですが、きょうお示しをしましたものを、このままで出しまして、冊子がありますよね。そのとおりで意見を求めるといったような形で想定をしております。

もう一点、建物の所有権移転の場合、あくまでも民間企業が資金を調達して設計、建設を行います。この所有権移転は贈与とか売買とかではなくて、最終的に市が全部15年間のうちに設計費や建設費、維持管理費を平準化して支払いますので、市が発注者というような形になりますので、BTOの場合は完成してすぐに所有権を市に移しますが、もう一つの方式の場合は、民間が所有権を移転せずに事業を実施しますので、市ではなくて民間の所有ということで、今回考えているのは、市が発注してすぐに所有権が移りますので、贈与とか、そういったことは発生をしないというふうに考えております。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

13ページによると、施設を建設した後、要するにこれは完成したということではないかと思うんですが、直ちに当該施設の所有権を発注者である公共に移転するという事になっていきますから、完成時に所有権が移るわけですね。

学校給食課長（小林賢司君）

完成して、登記の段階で市に移転をするというように考えていただければいいかなと思うんですけど。建設中はまだ登記しませんよね。登記をする段階で市が所有をするという形になるんですけど、建設段階においては、市は何も所有していないというような表現になりますかね。今考えているのは、完成して登記のときに市のものになるというようなイメージで考えております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ということは、市は一切出資はしないということによろしいですか。

学校給食課長（小林賢司君）

そうです。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

このPFIの契約の中でその辺を盛り込んでいくという形になりますので、当初所有す

るものと、BTOの場合には市がすると。経費分担については、15年なら15年というふうな条件の中で分割してやりますので、その違いだということで、支払いの関係についてはその契約の行為の中で決めていくということになります。

委員長職務代理者（山城清邦君）

工期短縮ということなんですけど、会社ができ上がって、建設が始まりますというときのその建設する建物の仕様などについて市は関与しないんですか。

学校給食課長（小林賢司君）

まず、特別目的会社と契約するときには市の要求水準というものがあまして、それを満たしていただくような設計になるということで、その後設計に入るんですけど、業者選定の中で何社出てくるかわからないんですけど、要求水準というものを示しまして、その後提案書を提出していただいて、その中で審査をして、設計だとか構造だとか、あと金額だとかこういうものを審査して事業者を決定するという事なので、うちのほうで要求水準をいろいろ求めていきますので、それに適合した設計、建設というようなことで理解していただければと思います。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ちょっと心配なのは、所有権が市に移るわけですね。そうすると、建物の維持管理、変な話ですけど、もしいいかげんな建物をつくられてしまった場合に、その所有権は市にありますから、その辺を変に市が背負わされてしまうというふうなことがあったらいいない。そのためにはどういうガードがかかるのかなというところがちょっと心配です。

学校給食課長（小林賢司君）

こうした建物をつくる場合、専門の委員会をつくりまして選定をすることになります。その中で当然設計の内容等も見ますので、あといいかげんな設計になっていたということもありますが、その辺はちゃんと契約のときにリスク分担を明確にしまして、その設計が悪くて壊れてしまったというのは施工業者というようなリスク分担を明確にしてやっていくというようなことになっております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

設計上の問題と、それから施工上、施工が悪いと、いい設計でも何にもならないので、その辺の担保が必要ではないかと思えます。

学校給食課長（小林賢司君）

それと、今ご指摘いただいた設計、建設の中で市が行うというのはモニタリングというものがございます。それはその監視をするというようなことで、施工中、市のほうにちょっとお金がかかるんですけど、モニタリングを実施して監視をするというようなことで、しっかり施工してもらおうような形で監理をしていくと。

委員長職務代理者（山城清邦君）

済みません、細かい話で。建物というのはすごく大事なもので、どうしても鉄筋にせよ鉄骨にせよ維持管理費ってかかりますから、余計なお金がかからないようにするためには、まずきちんと施工してもらわなければならないので、その際には、例えばどこかの設計事務所に委託して工事監理をしていってもらえるか、あるいは市の営繕のほうでその中に加わって施工監理をするのか、要するに定期的に建設の現場では会議が行われるでしょうから、

そういったところにちゃんと顔を出して担保していくとか、それをきちんとやっていかないと、将来あれというようなことになってしまうといけないと思います。

学校給食課長（小林賢司君）

先ほど説明しましたモニタリングというのは、委託をしまして、お金を支払ってその工事を監督していただくというようなことで、そういう業者に委託をするということでございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

その辺が担保されればよろしいかと思えます。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

こちらの整備（案）のほうになるんですけれども、今の学校給食は、先日アレルギーの問題が出ていて、アレルギーのある子は含まれている給食は食べないと。今度はアレルギーに対応するものを提供するというふうにあったんですが、個別にその子に合った一人一人のものを提供するという意味なんですか。

学校給食課長（小林賢司君）

アレルギーの関係でございますが、今市の小中学校で100名近くアレルギーの子がいます。ただ、その子供たち全部というのはなかなか難しいので、除去食ということで、今多いのは卵だとか乳製品、そういうものを中心に除去をしたものをつくって提供するというようなことを考えております。

委員長（古田土暢子君）

1つよろしいですか。皆さんのお話には出ていなかったんですけれども、炊飯機能を取り入れてくださったということで、米飯食が1食ふえるということであったり、米飯をふやすことによってコスト面も減少するというので、いい面がたくさんあるようで、防災のときにも非常用としてその機能が使えるという、とてもいいことを取り入れていただいたと思えます。

あとよろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第1号あきる野市学校給食センター整備計画（案）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第1号あきる野市学校給食センター整備計画（案）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第2号あきる野市体育施設及びあきる野市公民館の指定管理者の指定についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第2号あきる野市体育施設及びあきる野市公民館の指定管理者の指定についての議案を提出いたします。説明は生涯学習担当部長よりさせます。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由について説明いたします。あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、教育委員会12月定例会において秋川体育館及び中央公民館の指定管理者の候補者として選定した下記事業者について、同条例第5条第1項の規定に基づきまして指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして平成25年第1回あきる野市議会に上程するため、委員会の承認を求めるところでございます。

それでは、まず初めにこれまでの指定管理候補者の選定につきましての経過等についてご説明させていただきます。平成24年第3回あきる野市議会定例会におきまして、あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正の議案を議会にご承認をいただきました。そして、市広報及びホームページ等で公募をしたところ、昨年の11月15日の申請締め切りまでに8団体からの申請がございました。所管課でこの8団体の資格要件等の審査を行いました結果、教育委員会からあきる野市指定管理者選定委員会に諮問をしたところでございます。同選定委員会では、12月7日の書類審査及び12月19日のプレゼンテーション審査を行い、厳正な審査の結果、指定管理者の候補者として選定していただいたものです。その結果を答申としていただきましたので、教育委員会では教育委員会12月定例会におきまして指定管理者の候補者を選定していただいたところでございます。このように所定の手続を行いまして、指定管理者としてあきる野市体育施設及びあきる野市公民館の設置目的を最も効果的に達成する団体が選定されましたので、本件議案として上程させていただいたところでございます。

続きまして、議案の内容についてご説明申し上げます。恐れ入ります。また議案を見ていただきたいと思います。記書きの下でございます。1、指定管理を行う施設の名称、秋川体育館及び中央公民館。2、指定管理者として指定する事業者名、あきる野市体育・文化施設運営事業体。代表構成団体として、所在地、東京都台東区台東一丁目27番1号、名称、シンコースポーツ株式会社代表取締役、石崎克己。構成団体としまして、東京都あきる野市二宮683番地、特定非営利活動法人あきる野市体育協会会長、篠塚宏、同じく構成団体、東京都千代田区丸の内二丁目7番3号、アズビル株式会社代表取締役社長、曾禰寛純。3、指定の期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明は終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第2号あきる野市体育施設及びあきる野市公民館の指定管理者の指定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第2号あきる野市体育施設及びあきる野市公民館の指定管理者の指定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第3号平成25年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第3号平成25年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についての議案を提出いたします。指導担当部長より説明をいたします。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、提案理由のほうからお話をさせていただきます。提案理由でございます。平成25年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、追加で採択をする理由、経過等についてご説明申し上げます。平成25年度に使用を希望いたします教科用図書特別支援学級用につきましては、既に平成24年8月に特別支援学級設置校がその図書名、冊数等を教育委員会のほうに報告してございます。その報告内容を事務局のほうで取りまとめ、平成24年8月の定例教育委員会で採択を行い、24年9月に都教委のほうへ報告をいたしました。その後、都教委のほうで各市町村の利用数の報告を取りまとめまして文部科学省のほうに報告をいたしております。また、文部科学省のほうでは、各都道府県分を取りまとめる一方で、それぞれの図書の発行者に対して、選定した図書が平成25年度に供給できるかどうかということを確認してございます。その確認の結果、絶版等の理由によって供給不能である図書や発行者が変更になった図書等が記載された一覧が昨年12月に文部科学省から都教委を通じて送られてまいりました。この供給不能な図書につきましては、代替の図書を学校に選んでいただき、都教委のほうへ報告をいたしました。供給不能により代替を選んだ図書のうち平成24年8月定例教育委員会で採決していない図書、また発行者が変更になった図書につきましては、この1月の定例教育委員会のほうでその承認を求めるというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、平成25年度特別支援学級使用教科書、小学校というこ

とで、供給不能になっている新規追加図書ということで、小学校についてはナンバー1からナンバー9まで、国語、書写、図画工作、家庭という順番で並んでおります。また、中学校のものにつきましては、供給不能による新規追加図書として、1として書写のものが載せられてございます。また、発行者変更のものということで新しいものが載せられております。これらのものにつきましては、供給不能のもので、ドリル系のものが多いわけですが、それぞれの学校の所属している児童生徒の発達段階、また学習の段階に応じて再度選びなおしたといったようなもので、以前ご承認いただいたものと内容的には大きく変わらないものというふうに考えております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今回供給不能、絶版になってしまったりとか、冊数が足りないということで新しく別のものを選び直したと。こういったことはよく起こることなんですか。

指導担当部長（新村紀昭君）

一般用の図書もありますし、それから特別支援学級で今まで使っていたものもそうなんですけれども、年度によって発行者の都合等もあって、こういったものがなくなるということは多々あるところでございます。限られた冊数しか、こういった特別支援の学級なんかで使うものについては刷りませんので、希望が多ければ間に合わないといったようなこともあります。

委員（田野倉美保君）

もともと用意してある冊数が少ないからと。

指導担当部長（新村紀昭君）

そうです。

委員長（古田土暢子君）

ほかにいかがですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第3号平成25年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第3号平成25年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第4号あきる野市文化財の指定に関わる諮問についてを上

程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第4号あきる野市文化財の指定に関わる諮問についての議案を提出いたします。生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、まず提案理由でございます。真光院のカシ、福德寺の五輪地蔵、大悲願寺の五輪地蔵の3件、これは別紙に掲載しております。これらについては、調査の結果、極めて貴重な文化財であることが明らかになりました。このため、あきる野市文化財保護条例第39条の規定によりまして、あきる野市文化財保護審議会に諮問したいので、委員会の承認を求めるものでございます。詳細の説明については、生涯学習推進課長からいたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

まず、真光院のカシについてご説明をいたします。このカシにつきましては、深沢にございます真光院所有の山の中の尾根にあるものでございまして、あじさい山に通じる途中のところでございます。もう何年も前に生涯学習推進課のほうでも知っており、現地の確認等もいたしました。ただここに至るルート等が整備されておりません。ここ何年かで森林レンジャー、地域の方々の努力でそこに通じる道が整備されました関係で一般の市民も見学できるような環境が整いましたので、指定したいということでございます。規模につきましては、ここに書いてございますとおり、高さが20メートル、幹周りが6.5メートル、根周りが8.05メートル、樹冠、枝の張りの規模ですけれども、東西27メートル、南北27メートルの非常に大きな規模のカシでございます。都内にも大きなカシはございますが、その中でも3本の指に入るぐらいの規模というふうに考えてございまして、審議会に諮問したいというものでございます。

続きまして、次のページでございます。福德寺は、油平246番地でございます臨済宗建長寺派のお寺でございます。その門のところでございます五輪地蔵でございます。これは江戸期のお地蔵様でございますが、六地蔵のスタイルをとってございます。一般的には、お地蔵様の光背、背中の部分にありますのは舟型光背といいまして、ちょっととんがった卵形の光背でございますが、このお地蔵様には五輪の形をした光背が刻んでございまして、これは非常に全国的にもまれなスタイルを持っているところでございます。高知県で一例がございます。いろいろ調べておりますが、他に類例を見ない。情報もございません。全国的にも非常に貴重なものでございまして、市の文化財に指定をするために審議会の意見を聞くというものでございます。

続きまして、大悲願寺の五輪地蔵でございます。これも名前が五輪地蔵なんです。こ

れは6体あるものではございません。単体のものでございます。今申し上げました舟型光背をこれは持っておりますが、その舟型光背の形が五輪というわけではございませんで、舟型光背の中に五輪が刻まれている形でございます。このタイプの五輪地蔵は市内に数件ございますが、その中で最も古いものでございます。ここに書いてございますが、寛延元年、1748年に建てられたものであることが刻まれてございます。このタイプの五輪地蔵は市内、また多摩地域でも何件かございますが、この中でも最も古いものでございまして、さらにこの五輪地蔵が建てられたいきさつがこの五輪地蔵の基壇のところに刻まれておまして、大悲願寺の第24世になります如環のまな弟子が真言宗智山派総本山であります京都智積院で亡くなりまして、それを悼みまして、如環が墓をつくり、手厚く葬ったというものでございまして、その基壇にさらに刻まれておりますのが、高野山の汗かき地蔵を写して建てたというふうにかかれております。この五輪地蔵がここから始まったということで諮問したいというものでございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

詳しいご説明をいただきありがとうございます。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

まず最初に、あきる野市の文化財に指定された場合、どのようになるのかというのが1点と、あと一番最初のカシの木の説明のところで、森林レンジャーの方が周辺を整備したので文化財にということだったので、文化財に指定されるためにはみんなに広く見られるような状況でないといけないということなんではいでしょうか。ちょっとその辺のことをお聞きしたいと思います。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

市の文化財として指定する目的は、文化財の価値を損ねずに後世に保存するという大きな目的がございます。そのために、もちろんそれは所有者のご理解も得て指定をするわけでございますが、所有者に価値を損ねるようなことをさせないためにということでございます。あとは、所有者にその価値を理解してもらって、後世に残すための理解を図るということで、あとあきる野市の文化遺産ですから、市民共有の財産という観点もございまして、広くその価値を市民に知っていただいて文化財保護意識の醸成を図ると。その結果それが文化財の保護につながるという目的でございます。

あと、2番目のご質問ですが、先ほど申し上げたとおり、もう何年も前に情報としては知っていて、こちらとしては現場を見ておりますが、道もない山の中にありました。ブッシュの中にあるような状況でございまして、行くのには四つんばいになりながらでないといけないというような状況でございましたので、今すぐに指定をしなければ保存に影響を与えるというような環境ではございませんでしたので、急いで指定をすることはしませんでした。指定をすると、今申し上げたとおり市民に広く周知をいたしますので、市民にぜひ見てくださいという形でPRをしていきますので、そのためには道もなかったり危険な状態のところでは適切ではないので、幸い今申し上げたとおり森林レンジャー、また地域

の方々の努力で通じるルートができましたので、安全に現地へ入れるようになりましたので、地元も所有者も理解を示していただきましたので、指定のルールに乗せたいというふうに考えております。

委員長（古田土暢子君）

ぜひ委員さんでも皆さんで見学に行きたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第4号あきる野市文化財の指定に関わる諮問については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第4号あきる野市文化財の指定に関わる諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 報告事項（1）あきる野市立小中学校における食物アレルギーの対応について、報告者は説明をお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、市内の食物アレルギーの対応についてご報告させていただきます。昨年末、調布市内の小学校におきまして、食物アレルギーのある児童が食べられない食材の入った給食を食べたことが原因で死亡するという痛ましい事故が発生をしております。当市におきましては、学校給食でアレルギー除去食対応の専用の調理室がないために、現在は特定の食品を使用した給食が配食される日には弁当の持参により対応しているところでございます。しかしながら、このたびの事故を受けまして、さらに食物アレルギーの対応について再確認し、安全管理を徹底していく必要があるため、各学校に対して別紙のような注意喚起の文書を送付するとともに、次のとおりの研修会等を開催し、学校及び教育委員会が連携して事故防止に向けて取り組んでまいります。

取り組みでございますが、初めに東京都が主催するアレルギー疾患対応研修会の受講につきましましては、市内の全小中学校の管理職等が受講できるよう申し込みをしていきたいというふうに考えております。また、食物アレルギー対応研修会につきましましては、まず副校長対象につきましましては1月17日に実施をしております。また、2月1日には栄養士、教員対象で研修会を実施する予定でございます。また、これらの取り組みにつきましましては、学校給食センター運営協議会で情報提供させていただきまして、PTA会長等からご意見をいただく等、協議の機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、実態、現状等につきましましては、資料によりまして学校給食課長、教育総務課長、指導担当部長からそれぞれ説明をさせていただきます。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（小林賢司君）

それでは、学校給食のアレルギー対応状況についてご報告をさせていただきます。資料1をごらんいただきたいと思います。あきる野市の学校給食では、ただいま部長が説明しましたとおり、アレルギー対応の専用調理室がないため、アレルギー除去食の提供は行っておりません。

まず、年度当初に学校給食課が作成しました食物アレルギー調査票を学校を通じてアレルギーを持つ児童生徒の保護者から提出をしていただいております。食物アレルギー調査票でございますが、裏面をごらんいただきたいと思います。この調査票に記入をしていただいて、学校を通じて学校給食課に提出をしていただくということになります。この調査票の配布時期でございますが、毎年2月の定例献立連絡会で給食担当の先生方に説明をしまして、保護者に配布していただくようお願いをしております。

また表面をごらんいただきたいと思います。学校給食課では、保護者から提出をしていただきました食物アレルギー調査票に基づきまして、調理指示書及び詳細な配合表を学校を通じて保護者に配布しております。調理指示書でございますが、給食で使用する材料を記載したものでございまして、1カ月分を前の月に保護者に配布しております。

次に、詳細な配合表でございますが、年契約しております調味料やかんきつ類、学期契約をしております頻繁に使用する加工品、月契約のその月にだけ使用する加工品の3種類がございます。それぞれについて年度当初、学期ごとに行い、使用する前の月に保護者に配布しております。また、各学校へも保管用として調理指示書及び詳細な配合表を配布しております。保護者の方には、この調理指示書及び詳細な配合表をもとに給食を食べる、食べないを判断をしていただいております。

次に、アレルギー対応が必要な児童生徒数でございますが、小学校で76人、中学校で19人で合計95人となっております。主な食物アレルギーの内容でございますが、卵、マヨネーズ、牛乳、チーズ、貝類、山芋、そば、ゴマ、大豆、小麦、ピーナッツ、えび、いかなどが主なものとなっております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは続きまして、エピペン携帯児童生徒・学校生活管理指導表の状況一覧についてご説明させていただきます。お配りしてあります資料2をごらんいただきたいと思います。まず、エピペンの携帯の状況でございます。あきる野市立学校におきましては、小学生3人が携帯しております。中学生の携帯につきましては、現在のところございません。

次に、学校生活管理指導表の活用状況一覧についてでございます。これは、学校が運動等において配慮が必要な児童生徒につきまして保護者に調査したものをまとめたものということでございます。今学校給食課長から説明がありました食物のアレルギー調査とは別の切り口の調査でございます。合計で22人の配慮が必要な児童が在籍しているということでございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは続きまして、調布市教育委員会資料についてご説明いたします。食物アレルギーの対応研修会につきましては、この資料3を使用して研修を行いました。また、この資料につきましては、1月の都市教育長会のほうで調布市の教育長のほうから本市教育長を通じて資料提供があったものでございます。

それでは、資料3、1ページ目をごらんください。調布市の小学校女子児童死亡事故の概要についてということで、こちらに発生日時、発生場所、当該児童の状況が書いてございます。それでは初めに、その小学校の給食についてのことをお話しいたしますので、3ページをごらんください。この小学校におきましては、除去食の打ち合わせを栄養士、チーフ調理員、当該児童の保護者で毎月事前に調理室手配表、これは資料2にありますけれども、そうした食材についての確認と打ち合わせをしております。

打ち合わせ後については、除去食一覧表（個人用）と除去食一覧表（担任用）、いわゆるおかわり表というもので、こちらは資料3になりますけれども、この資料をお渡ししているということです。この保護者用とおかわり用というのは何が違うかと申しますと、この一番右側のところにおかわりでバツ印がついてございます。これが担任用にはついていて保護者用にはついていないというところが違いでございます。そうしたことで打ち合わせをやり、毎日給食を食べていたということです。

当日の献立については、資料1の右側のところを見ていただくとわかりますが、ここに書いてある一覧のとおりでございます。今回事故につながりましたのはこのじゃがいものチヂミというところで、粉チーズを除去することとなっていて、調理の際、粉チーズをまぜる前の段階で材料を取り分けて除去食を調理したということです。また、おかわりについては、このおかわり用除去食の中ではバツということになっていて、おかわりができないといったような状況になっているという背景がございました。

次に、この当該児童の状況、背景でございますが、これについては口頭で説明をさせていただきます。この児童については、乳製品一般に対するアレルギーがあり、例えば牛乳の皮膜がふたをあけたときにぽんと飛んだものが肌についてもアレルギー反応が出てしまうといったような非常に過敏の児童であると。そういったことがありましたので、小学校1、2年時にはスクールサポーター、いわゆる支援員のような者が当該指導に個別指導をしていて、ほかの子が牛乳をこぼしたときにすぐ対応できるような形の対応をとっていたということだったんですが、3年時から身辺注意等を促すために自分で配ぜん等をしていたと。

それから、除去食一覧表については、担任用と家庭用を作成してそれぞれ渡していたわけですが、保護者向けには先ほど申し上げたおかわり用はついていなかったと。また、保護者は自宅でマーカーの印をつけた、黄色いマーカーだったそうですけれども、献立表、資料1をつくって所持させていたということです。また、配ぜん室のほうでは、これは新聞にも出ておりましたけれども、ほかの児童の給食と分けるために黄色いトレイ、違う色の

食器を使っておりましたけれども、献立の中のどれが除去食になっているかということがわかるような活用の仕方はしていなかったと。要するにほかの子供と分けるとい意味での食器の使われ方をしていたということです。

また、食に関する指導につきましては、この小学校では非常に力を入れており、当該児童の学級も完食率が非常に高かったと。みんなで一生懸命給食を食べて健康な体づくりをしましょうということで取り組んでいたということです。また、この児童の緊急用のエピペンについては、全教員が研修を受けて、使用できるような形になっていたと。そうした背景がございます。

そして、経過ですけれども、こちらの資料1の1ページに戻っていただきますと、その4番のところに経過がございます。12月20日の木曜日12時17分ということで、この子供がチーフ調理員のところに自分で給食をとりに行っております。ただ、調理員がこの日どのおかずが除去食なのかといったようなことはきちんと言ったかどうかの覚えがないということです。

給食が始まりまして、おかわり用に4枚多く入っていたチヂミを、この日担任が食缶を持って子供たちがグループごとに食べている中に入っていくって、おかわりが必要ないかという話をしたそうです。この事故が起こった児童の座席が廊下側の一番後ろの席であり、この担任が持っているおかわり表が教卓の中に入っていたというような状況の中で、この児童がおかわりが欲しいと言ったので、大丈夫かというふうに聞いたと。いつものように「これ大丈夫か」と声をかけたところ、当該児童は「これを見ればわかる」と言って、家庭が自主的に作り、当該児童に渡してあるマーカーを付した献立表を取り出したと。これにはマーカーが引かれていなかったの、担任は大丈夫だというふうな判断をして配食をしてしまったと。ですから、この時点で教卓まで戻っておかわり表を確認していればそうといったことは防げたかもしれないといったような部分がございます。

ごちそうさまを言って給食を終了したわけですが、お昼休み、そして掃除の時間になったときですが、それが終わった13時25分ごろ、調子が悪いという訴えが本人からありました。当該児童は、持参しているぜんそく用の吸入器を使っていたんですけれども、いつもの状態より悪い状況でしたので、養護教諭を呼んだと。エピペンを打つかと担任が本人に聞くんですが、本人はそれは要らないと断ったということで、担任はエピペンを打たなかったということです。

その後、状況が悪化いたしました、こちらに書いてあるような状況の中、3ページ目になりますが、13時36分、校長が当該児童の右大腿部側面にエピペンを打ちました。そして、AEDの処置を試みますが、AEDでは処置の必要なしとの判定があったと。ですので、既にこの状態のときに心肺停止の状態にあったということも考えられます。これについては、今調査委員会のほうで調査中ということでございます。そして、救急車を呼んでございましたので、救急車が到着し、この児童を乗せて病院のほうに運んだわけですが、3ページ中段にございますように、行政解剖の結果、死因がアナフィラキシーショックの疑いがあるという報告があったということでございます。

4ページ目になりますが、今後の対応策ということで、1月9日の校長会で状況を周知し、対策の協議等を行っております。今新聞報道等でもありますけれども、検証委員会を

設置いたしまして、本件についての検証を行っているということで、速やかに再発防止策をまとめる予定であるということで情報をいただいております。

研修会の中でもお話ししたんですけれども、この事故の中の課題として大きく8点あるのかなと考えております。1点目は、食器の活用についてですが、先ほども申し上げましたが、この児童と他の児童とを識別するために活用されていたということで、除去食が何かということについては除去食一覧表で確認しなければわからない仕組みになっておりました。ふたがついていて、ふたにその児童の名前が書いてあったりするんですが、どの食事が除去食かはわからなかったと。

それから、2点目として、チーフ調理員が給食を渡す際に、除去食が何か、じゃがいものチヂミであることを明確に伝えていない可能性があるということです。

3点目に、除去食一覧表は保護者にも渡されておりましたが、おかわりの可否については知らされておらず、家庭でおかわりができる、できないという指示が十分できる状況ではなかったと。

それから、4点目、この同じクラスの他の子供は、当該児童がそういったアレルギーを持っていて、気をつけなければいけない存在だということを十分認識していなかったと。もし知っていて、そういったようなことがわかっていたら、おかわりができるかできないかということをお互いに注意し合うことも可能であったと。

それから、5点目として、マーカーをつけた献立表ですけれども、担任は保護者から面談時に聞いただけで、これまで見たことがなかったということが報告をされております。

また、6点目ですけれども、家庭から代替のおかず等を持参する場合には、この献立表にマーカー印がついていない場合があったということで、そのマーカーをつけて自主的に持たせていた家庭用の献立表もそうした記述が不統一であったという可能性があるということです。

7点目、担任はエピペンを出したものの、当該児童の意向を尊重して使用しませんでした。緊急な場合には、人命第一ですので、エピペンを使用すべきだったということがございます。

そして、8点目、養護教諭を呼んだわけですけれども、養護教諭の観察力、判断力はどうかと。専門的な見地から、エピペンをすぐに使用するということがあったのではないかと。これについては、今調査委員会のほうで検証してございますので、その検証結果を待って、こちらのほうについても対応をとっていくのかなというところがございます。

以上、報告を終わります。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはございますか。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

アレルギーの子供が小学校76人、中学校19人、合計95人という数字ということで、その中でこの子のようなエピペンの注射を持っているのはこの95人の中で3人と。この

子達の指導をどうしているか。同じことが起こるかもしれないわけだね、注射の打ち方から始まって。これに該当している子供のいる学校というのはどうなっていますか、指導は。

指導担当部長（新村紀昭君）

先日の副校長対象の研修会の中で学校のほうから、例えばそうした食物アレルギー等、特別な命にかかわるような病気を持っている子供については、教室にA4判の名簿、これは児童には見えないような形で、ただし先生方はどこにあるのか必ずわかっているといったようなものを下げておいて、万一のときにはすぐ対応できるようにしているという学校がございませう。また、この教室同様にエピペンの講習会をもう既に学校で実施をして、全員がきちんと使えるようにしているというような学校もございませう。こうした対応について、実は次回の給食担当者会の際にどういった対応をしているのかといったようなことについて各学校の取り組みを持ち寄って再度確認をするといったようなことになってございませう。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

あきる野市では、除去食がないために、該当するお子さんはその日は弁当を持ってくることにしてあるわけですよ。そうすると、そこで考えられるエラーというのが何点かあると思うんですけど、材料が書いてある表にまず書き落としがないかどうか、それからその材料を親が見落とししていないかどうか、それからそれが完璧に行われて、子供が弁当を持ってきたにしても、友達が食べているのが欲しくなって、ぱっとそこに手を出して友達のもの食べてしまわないか、そういうリスクがついて回ると思うんですけど、その辺は今どういうふうを確認をしているんでしょうか。

学校給食課長（小林賢司君）

調理指示書や配合表の作成ですが、これは細かな点までチェックをして、間違いなく確認をして、学校を通じて保護者のほうに渡しております。保護者が見落とすかどうかというところはちょっとわからないんですが、保管用に学校にもその配合表と指示書を渡しておりますので、学校のほうでそれを見ていると聞いております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ということは、そういう対象の児童のいるクラス担任は、きょうは例えばチーズが入っているから、Aちゃんは食べちゃいけないんだな、Aちゃん、弁当を持ってきたということを確認しているのでしょうか。

指導担当部長（新村紀昭君）

先日副校長会の折での話ですので、個々全体のことについてはまではわからないんですけども、幾つかの学校から出てきた話ですと、4月の段階にもう担任と保護者の間でそうした話し合いをしております。ですので、担任は、自分のクラスの中にどういう子供がいて、親がどういう手当てをしているのかということを知っていると。それから、小学校の場合には連絡票というのを常に家庭と学校とでやり合っておりますので、その中で必要なことがあれば保護者が一筆書いて、それを子供が担任に渡すといったような形での対応を

しているのかなというふうに思います。また、おかわりについては、具体的な事例として報告はないんですけれども、例えばそういった子供がいるクラスについては一番初めに配ぜんをさせる。要するにほかの子に先立って配ぜんをさせて、自分はこれが食べられる、これが食べられないというものがありますので、そういったようなことでほかの子と同じような形にならないような注意を払っているといったような学校もございました。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

こういう問題というのは、あらかじめいろんな仕組みやチェックシステムをつくっていても、それが完璧であっても、毎日のことになってくると、人間ってうっかりがありますから、そのうっかりが2つ、3つ重なるとこういう大きなことになってしまうので、まずその仕組みと、それから日常のチェックをどういうふうにするのかというところで、それは弁当でもそういう心配というのが出てくるので、それはきちんとした対応が必要ではないのかなと思います。システムと、それから日常的なチェックをどうするかということ、これは他人ごとではない話なので、とりわけそういうふうに思います。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

最終的に自己管理といいますか、児童はかなり担任にも依存しなければなりませんけれども、中学生なってくると、その辺については十分に理解できるだろうというふうに思いますし、そういった意味での校内での指導を今後どのような形で考えておられるか、各学校の情報等あればお聞かせいただければと思います。

指導担当部長（新村紀昭君）

各学校では、きょうお渡ししております資料3を使って校内のほうでもう一度研修をしたという学校もございます。そして、課題を与えて、この中で何が問題かと。きょう私が8点課題ということでご報告しましたが、そういったようなことを先生方一人一人に考えさせて研修をしていくという学校がございました。また、この事例を保護者会の中で紹介をして、保護者のほうにも周知をして、保護者にもそういった意識を持ってもらうといったようなこともございました。児童生徒に対してどのような働きかけをするかということについては、また献立担当者会議のほうでも話し合いたいと思います。

以上です。

委員（丹治 充君）

例えばよく以前にも給食指導の中で異物をいたずら半分で子供自身が入れちゃうような、そんな事故なんかも日常の中で考えられるので、その辺の指導も含めて対策をしなければならないだろうというふうに思います。

指導担当部長（新村紀昭君）

今ご指摘いただきました内容については、学校に周知してまいりたいと思います。異物混入ということについては、こちらのほうに報告は入っておりませんので、まずそういったいたずらは今のところはないのかなと考えておりますが、十分注意してまいりたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

この調布の事例をもとにしていろいろ問題点を指摘して、あるいは考えてもらってということはいいと思うんですけど、その後、例えばそういった成果を取りまとめて、除去食に対する現在の市の指導方針というか、マニュアルなど、そういった統一的なものを学校に示す予定になっているのでしょうか。

指導担当部長（新村紀昭君）

先日の副校長の研修会の折にも話題になったんですが、実は小学校、中学校もそうだけれども、給食の配ぜんの活動というのは、子供たちの係活動、自主的な学級運営という意味で非常に大事な活動でございます。そうしたことで、学級担任の考え方によっても、その配ぜんのさせ方も実はいろいろございまして、班ごとに配ぜんするとか、あるいは早く集合した班から班長を中心に集まったところからやっていくとか、そうした生活指導上のいろいろな指導も絡めての活動となっておりますので、統一的なマニュアルでこういう形で配ぜんをなささいといったような一斉式のものなかなか難しいかなというふうに考えております。ですので、これは大変難しい問題ではあるのですが、押さえなければならぬ、先ほど委員のほうからもご指摘がありました仕組みとチェックの機能というんでしょうか、その部分をきちんと整理してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

やっぱり最後は教員、校長を含めて一人一人の意識がきちんとしているかどうかということが問われると思うんですね。例えば給食の時間が非常にかかって、お昼休みの時間がないから、もっとお昼休みを長くしてくれなんていうようなことを言っている時期もあったんです。だったら早く準備をすればいいだろう、5分でできるよとか、その作戦を練って、準備なんか5分でできちゃうなんてこともあるわけです。そうすると長く食べられるわけだよね。いろんなやり方を担任の先生方が考えてやっていくというのは、必ずしも一つのマニュアルでなくたっていいと思うんだけど、そういう中で大事なことというのは命をどうするかということだから、私は、小学校の先生は4時間目の授業を自分のクラスでやって、そのまま給食だから、教室に原則はいると思うんですね。ところが、中学の先生というのは教科担任制ですから、自分のクラスで必ずしも4時間目をやるとは限らない。ほとんどの先生が4時間目の授業が終わったら職員室に戻ってくるんですよ。それから給食の指導にまた行くわけです。私は、それはだめだと言っているんです、校長のときに。4時間目の授業が終わったら、そのまま自分のクラスへすぐ行って、そして職員室に戻ってくるなど。給食の指導をしないと、準備の段階から見えていたということにならない。先生によっては、先生、給食の準備ができましたって呼びに来て、上がっていく先生もかつてはいたんです。でも、そんなのはどんな状況の中で給食を準備しているかわからないわけだよね。給食の準備のときに活躍できる子供なんていうのはたくさんいるわけで

すよ、後始末も含めて。そういう点では、こんなことがあったときにはやっぱりいち早く飛んでいく、そしてどんなことで準備をしているかとか、本当にいただきますと言うまでの間をしっかりと見ているようなことを今全校の担任の先生がやらないと、気をつけますなんて口で言っていたって起こるんだよ。全て完璧にやっていて、1個だけ穴があいたときに起こった話であって、調布市の学校が全部こういうことをやっていたわけではないわけで、とりわけあきる野の場合には3人いるわけだから、その3人の担任の先生なんていうのは死にものぐるいで行かないと子供の命がなくなっちゃう。たまたまでしたなんてわけにいかないんだからね。しかも、ほかの学校のことが教訓になっていないじゃないかということになりますから、本当に神経を使うと思うんです。私は、これを思うと、3人のクラスの担任の先生は本当に痩せちゃうよねと思います。しかし、それは全校でお互いにやらないといけない。4時間目の授業が終わって職員室に戻ってくる暇なんかありませんよ。そのぐらいやらないと守れないと思うんです。そういうこともしっかり学校の先生方に指導しないとイケないと思います。

委員長（古田土暢子君）

では、そのあたりもよろしくご指導お願いいたします。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第6 報告事項（2）体罰及び不適切な指導の根絶について、報告者は説明をお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、資料をごらんください。既に新聞報道等で明らかになっておりますが、大阪のほうの高等学校において顧問教諭からの体罰により生徒が自殺するという痛ましい事件が発生をいたしました。部活動における体罰が社会問題となっておりますけれども、本市におきましては、そうした部活動に限らず、小学校の段階でもそうした体罰的なことで保護者等からの苦情等が寄せられた学校がございます。そうしたことについて、暴力行為であり、許されるものではないといったようなことにつきまして、こうした通知を発出いたしました。注意喚起を促したところでございます。既に1月10日の段階で出ささせていただきました。

裏面のほうをごらんいただきますと、体罰根絶のための自己点検シートということで、先生方ご自身が自分の日ごろの教師としての姿勢を見直すポイントとして1から24ということで、ここにあるとおりでございます。また、この資料として下にある東京都教育庁の資料がございます。また、こうした資料を発出したところ、改めて東京都教育委員会のほうから1月17日付で適切な部活動指導の推進についてという通知が参りました。これについても各学校のほうに周知をしてございます。表題は適切な部活動指導の推進ということですが、小学校、特別支援学級等にも配付するように指導がございましたので、こちらについても全学校に配付しているところです。

また、既に新聞報道のほうで体罰の実態把握について報道がございました。これについては、参考資料としてつけさせていただきます。きょうの読売新聞のほうでは、文部科学省のほうでもこうした調査を全小中学校にするようにということで各教育委員会に指示が出たということがございます。東京都のほうからは中学校についてのこうした実態把握の調査が来てございます。これについては追ってまた小学校のものも参ると思いますので、そうしたものの動向も見ながら、都教委の指導を仰ぎながら、また判断をしていきながら調査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

質問というか、体罰に関する感想なんですけれど、私は運動部の経験がないので、運動部の体罰というのは知りません。しかし学校のころの思い出としてあるのは、担任の先生がみんなの見ての前である友達に平手打ちをした光景がありまして、その先生のことが嫌いなわけじゃないんですけれど、今に至るまでその光景が忘れられないという、とても嫌な風景としてずっと残っています。そのときの友達の様子だとか、たたいている先生の表情だとかというのがとても異様に感じられて、本当に学校の一番嫌な思い出として残っています。あれから数十年たちましたけど、全然変わっていないのかなと思います。先生それぞれいろんな性格があると思うし、場合によってはたたいてしまう場合もあるのかもしれないけれども、ほかに生徒に与える影響だとか、そういうことも考えて、こういったことはあってはならないのではないかなという気がします。私の感想です。

委員長（古田土暢子君）

教育長、何かお話は。

教育長（宮林 徹君）

大変つらい話でありますし、体罰って、例えばそんなことをやってはだめじゃないかと言ってちょっと肩をたたいただけでも、受けたほうが体罰だと言えば、親と一緒に体罰と言ってきたり、それから女の子の肩の向こう側のほうに手をかけて頑張るとかしっかりとやろうねなんて言えばセクハラだって言われるし、大変だと思うんです、そういう時代の先生は。だけど、体罰というのは法律でやってはいけないと決まっていますから、いじめとはまた違うから、これは絶対に許されないことだろうというふうに基本は思います。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項（3）あきる野市小中一貫教育推進基本計画（案）について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

それでは、策定委員会で本市の小中一貫教育基本計画が策定されましたので、この基本計画案に示されました、本市がこれから推進しようとする小中一貫教育についての概要を説明させていただきます。

まず、本市における子供の現状です。1点目、性格、行動面です。不登校の発生件数が小学校6年生では1人から3人が中1になると10人近くになるということです。それから、巡回相談の件数です。こちらは、配慮が必要な子供について、学校からの要請に基づいて巡回相談を行うんですけども、これは小学校6年生のときには約60件なんですけど、中1になると75件から100件ぐらいにふえるということです。その増加率は、小中学校9年間を通して見てみますと一番高くなるといったような状況であります。小中における生活の決まりですとか指導方法の違いといったようなことについて、子供たちの中にはさまざまな環境の変化に適応できず、心理的な負担、またはつまづきがあるといったことが想定できます。ですから、子供の学習生活が小学校から中学校へ円滑にさせていく、そういった必要があるといったことが考えられます。

学習面につきましては、こちらは小中学校ともに東京都の調査結果と比較して課題があり、特に小学校につきましては課題がございます。それは今年度も同様です。義務教育9年間で学力を確実に身につけさせていくといったような必要性があるということが2点目に挙げられます。こういった子供の状況を改善させるための方策の一つとして小中一貫教育を推進してまいりたいということでございます。

本市が進める小中一貫教育の概要といたしましては、大きく1点目は、6つの中学校区ごとに目指す子供像、その具現化を果たすために育てたい力を作成して、学習指導要領の内容に即して義務教育9年間を見通した段階的な指導計画を策定し、実践をしていくといったところです。今各中学校区から基本方針といたしまして目指す子供像ですとか育てたい力といったものを挙げてもらっております。例えば五日市中学校区ですけれども、こちらは目指す子供像として明るく賢くたくましい五日市の子供といったことを挙げて、目指す子供像の具現化を図るための育てたい力としましては、1番がみずから進んで学び、思考し、判断し、表現する力、2つ目が感動する心を基盤とする思いやりのある実践力、3番目が心身の健康を育む力、知、徳、体で、五日市地区につきましては伝統文化的なさまざまな行事がございますので、4つ目として、故郷の伝統文化を尊び、創造する郷土愛といったものを既に設定をしております。

6つの中学校区の構成についてですけれども、多西小学校につきましては、秋多中学校区に所属をしているんですけども、御堂中学校区が通学区域にある子供も在籍しておりますので、御堂中学校区の取り組みも反映をさせていきたいと思っております。また、一部実態に即して通学区域についても見直しをしております。

大きく2点目は、小中学校が一体となった取り組みを推進する子供を視点としたものとしては、合同挨拶運動、合同ボランティア活動、それから夏季休業中を活用して合同部活動等も今現在から実施をしているところです。それから、教員につきましては、合同の研修会、それから互いの授業を見合うですとか、それから小中学校の教員が連携して授業づ

くりをしたり、またゲストティーチャーとして中学校の先生を招いたりといったようなことも考えられます。また、共通の学校生活の決まり、それから生活指導のマニュアル等の作成ということにも着手をしていくようになると思います。

増戸の小中学校ですけれども、増戸小中学校につきましては、本市の小中一貫教育のパイロット校としての役割を明確化しまして、さまざまな先進的な取り組みに今まで以上に取り組むとともに、その成果を今後も他の中学校区に生かしていくというふうな役割を担っております。こういった役割を明確にしたことによりまして、増戸小中学校につきましては通称名を増戸学園といたします。そして、小学校の外国語活動とか体育科におきましては、そういった学習について中学校の教員が指導をしたりですとか、それから先日も発表しました防災訓練の取り組みも小中学校で合同で取り組んでいく、そういったことの実施を図ってまいりたいと思います。

それから、学校の施設に関しましては、今までにも申し上げておりますように、学校施設が同一の敷地内にあるといった地理的条件を最大限に生かして、本来でしたら、教員や子供が自由に往来できることによって、より一層一体となった教育活動を推進していきたいというふうに考えております。さまざまな状況を勘案しまして、当面は現状のままで進めてまいります。今後は国や都の動向等を踏まえまして課題をいま一度整理をして随時見直しを図りながら、本市に合った増戸中学校も含めた本市の小中一貫教育を推進してまいりたいといったようなことを基本計画の案の中に入れてさせていただいております。

概要については以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

中学校区ごとに考えているということで、特に先ほどお話が出ましたように、多西小学校と御堂中学校の関係とか秋多中学校の関係だとか、この辺が非常に難しいところかなと思います。学校区の小中の連携をしながら一貫に結びつけていくという点ではわかりませんが、複数の小学校がある場合には、小学校同士で調整をしながらやることも1つは大事なことはないかと思います。というのは、以前に南秋留小学校の関係で取り扱ったものが多西小学校のほうでは異なっている、あるいは東秋留小学校でやったときにまた違っている、それぞれ教職員の考えなどもありますので、複数の小学校間で調整が必要になってくるとおられます。それと、もう一点ですが、例えばこれから小中一貫の取組の中で教科担任制が行われると大変指導効果の望まれるところなのが、その中でも免許の関係はどのようになっていますでしょうか。小学校教員の中学校の免許を持つ人は多いので指導は可能と思いますが、中学校の教員で初等の免許をお持ちの方は少ないものですから、その辺をわかる範囲で教えてください。

指導担当課長（千葉貴樹君）

小学校同士、また中学校区同士の連携といったこと、確かにそのとおりだと思います。特に秋多中学校区と御堂中学校区は両方とも合同挨拶運動を実施しておりますけれども、

多西小学校からすると両方参加しなければならなくなったりということもありますので、その辺は2つの中学校区で日程を調整して、できればあわせて実施できるようにということも工夫して実施するというので、それから教科担任制につきましても、これは増戸小中学校だけではなくて、他の特に小学校につきましても、なかなかすぐというのは難しいかと思うんですけども、特に6年生の教員の状況に応じてそういったことの導入も今後検討していきたいと思っております。

それから、免許についてなんですが、まず兼務発令をして、要するに中学校の教員が小学校でも教えられる、それから小学校の教員が中学校でも教えられるといったようなこともできることも策定委員会の中でも検討したんですけども、まずその前にティームティーチング、一緒に授業を行えばそういった問題は発生をしませんので、そういったティームティーチングを行う中での効果といったことも検証しながら、今後免許というか兼務発令のことにつきましても考えていきたいと思っております。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、私のほうで通学区域について補足説明をさせていただきます。こちらの推進基本計画の4ページに具体的なところが示されていると思います。今多西小学校のお話でしたが、多西小学校につきましても、こちらの一覧に載っているもののほかに御堂中学校に通学する子供もいるということですので、こちらの取り組みも反映していくという形で考えております。学区につきましても、こちらはそのままこういうふうな取り組みでやっていくということでございます。

もう一点でございます。具体的に小中一貫教育の実施に伴いまして、通学区域の変更もやっていこうという場所がございます。実は東秋留小学校なんですが、今現在の児童なんですが、秋多中学校と東中学校、2カ所へ現在行っております。これにつきましては、今回小中一貫教育を推進していくという取り組みを踏まえまして、東秋留小学校の児童につきましては全て東中学校にというふうな形で今考えております。実際に指定校変更により、今の在校生の1年生の例をとっても、約38人が指定校の変更をしまして、近い東中のほうに指定校変更をしております。逆にまた小中一貫でも連携ということで東秋留小学校から東中学校というふうな形で考えておりますので、実態もそうですし、あとこの小中一貫をやっていく中でもそのほうが良いということで、その部分につきましては、東秋留小学校の児童で秋多中と東中に分かれてしまっているんですけども、ここは東中に一本化していこうということで現在進めております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

2ページの2の(1)の子供の現状、①の2つ目の丸のところに巡回相談件数が6年生が60件から中1になると75から100件にふえますとなっていて、小学校の体制と中学校の体制が違うところから、そういったことが起きてくるのではないかなということなんですけれども、小学校の場合には1人の先生がずっと1日そのクラスにいる、中学になると教科担任制ですから、担任の先生の存在感というのが小学校に比べれば薄く

なる、いろんな先生が入れかわり立ちかわり出てくる、あと勉強の内容も高度になってくるといようなことが背景にあるんだろうと思うんですけど、このふえた75から100件という巡回相談の対象となった子供たちの状態といいますか、内容といいたほうがいいでしょうか、ここからは何かまたそういった裏づけられるようなものが読み取れるのでしょうか。その点をお伺いいたします。

指導担当課長（千葉貴樹君）

細かくどういった内容の巡回相談ということはここでは、把握していないのでお話できないんですけども、策定委員会の中で話題になったことといたしましては、小学校に入ってから6年間通して学習の機会ですとか担任との関係で小学校の流れにはなれたんだけど、潜在的に環境の変化になかなか対応しにくいといったようなものを持っている子供たちが中学校に上がって、教科担任制に変わりますとか、生活指導の内容が変わってくるというところで環境の変化に対応できず、潜在的に持っていた小学校のときには内に秘めていたものが中学校になって出てくると。だから、中学校でいきなりぼんと環境が変化したから出てくるというよりも、小学校では何とか担任の先生の手厚い対応で潜在化していたものが中学校で顕在化してくると、そういったようなお話が出てきたので、そういった意味では、今山城委員がおっしゃったように、小学校のほうで行われている利点として挙げられる手厚い指導を中1の段階で特に環境の変化になれにくい子供に対してはしていくと。そういった生活指導なり対応をしていくといったことが重要になってくるのかなといったことが策定委員会では話題になりました。

委員長職務代理者（山城清邦君）

そうしますと、まずそういった子供がなるべく出ないように小学校時代から中学校の生活になじませる、それから中学校の先生とも人的な交流を小学校の児童と持っていくということも方法なんですけれども、もちろん大事なことですけれども、それでも構造的に中学校というものの持っている構造と小学校の構造が違いますから、その決め手にはなかなかかなりにくいのかなという気がどうしてもしてしまうんです。というのは、これは別に否定しているわけではなくて、問題点としては確かにそういった面があるんですけども、多分そういったお子さんにとっては、今の中学校の体制、小学校の体制、制度ではなかなか越えられないハードルというのがかなり残っているのではないかなというところがちょっと気にはなります。もちろん大前提としては、これをやっていただけるととてもいいなど。小学校の生徒が中学校の先生と親しくなったり、あるいは教科に親しむ機会もふえるでしょうし、それから抵抗感は相当減るでしょうし、小学校から中学校へ上がるときの段階の蹴上がりが大分低くなるのではないかと期待できますので、期待するんですけども、それでもきつい部分が残ってしまうのかなと。これは感想です。それ以上ではありません。

指導担当課長（千葉貴樹君）

6ページの④の学年区分のところでは触れさせていただいたんですが、中教審の中等教育部会、学校段階間の連携・接続等に関する作業部会といったようなところでも、この6・3制についていかなものなのか、4・3・2制だとか、そういったものについてはどうなのかといったようなことも検討しているようです。当初は、協議の中で現時点では4・

3・2制について検証できるものではないというような意見もあったんですけども、今ではそういったさまざまな取り組みを蓄積していく必要がある、そういったことも踏まえて検討していく必要があるといったようなこともありますので、そういった国の動向も踏まえながら順次改善を図って、制度についても独自のものができるように検討していきたいなと思っております。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

ちょっと戻ってしまうんですけど、教育総務課長から説明のあった、東秋留小の児童は全部東中に学区を見直すということだったんですけど、そうすると東中学校の人数がふえてしまうということにはならないんですか。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今の点についてご説明申し上げます。先ほどちょっと申し上げたんですが、秋多中に指定されている児童も結局指定校変更制度を使いまして、東中のほうに実際にもう皆さん行っております。実際に今1年生が大体38人、残りがそれぞれ二桁行かないほどというような形になります。全体の約5分の4ぐらいがもう既に東中に行ってしまうということでございます。ですから、現状に合わせたというところも要因になっております。ですから、現状に合わせて、さらに小中一貫を進める上でも、ここは問題なくできるのかなと思っております。1年生が38人、2年生が41人、3年生が29人、実際に東中に指定校変更制度を使って行ってしまうということでございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

増戸の小中一貫校の話で施設整備のことが課題になっているそうですが、要するに今の両方の校舎をくっつけられないかということだろうと思うんですが、検討の途中経過を教えてくださいいただけます。

教育総務課長（佐藤幸広君）

今こちらは別の部会で、施設の検討部会がございまして、そちらで検討を進めております。市の財政状況等を考慮しながら検討している段階でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

まだ見通しが立たないと。

教育総務課長（佐藤幸広君）

基本の部分はございますけれども、その辺は状況に応じて関与しながら進めていきたいと考えております。

委員長（古田土暢子君）

1つよろしいですか。増戸小中で先日12日に道徳授業公開講座が行われたんです。そのときに同じ日程で道徳授業の公開でした。学校としては、保護者が行ったり来たりできるからというお考えもあったかもしれませんが、後の講演会とか、そういうものが

別に行われましたので、地域の方はどちらに行こうかなという声も聞こえましたし、この増戸小中が一貫に向けたパイロット役や先進的にほかの中学の手本となっていくというお話も聞きましたから、ぜひともそのあたりも、先日の防災訓練は素晴らしいもので、そういういいつながりを持っているので、もう少し柔軟な考えを持ちながら取り組んでいただけたらと。なかなか難しい面もあると思うんです。小学生向きと中学生向きというものもありますので、そのあたりをまた一歩進めて検討していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、本件は報告として承りました。

ちょっと長くなりましたので、ここで10分ほど休憩いたしたいと思います。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時05分

委員長（古田土暢子君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第8 報告事項（4）平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について、報告者は説明をお願いします。

指導主事。

指導主事（梶井ひとみ君）

それでは、資料をごらんください。平成24年度児童生徒の学力向上を図るための調査についてでございます。本調査は、都内公立小学校第5学年、都内公立中学校第2学年を対象としまして、学力の調査、意識の調査をしたものでございます。1ページの調査の概要については、昨年度とほとんど変わっておりませんので、ごらんください。

それでは、2ページをごらんください。調査結果の概要と考察についてでございます。まず、調査結果の概要についてということで3点こちらに書かせていただいております。まず、1点目は学力の定着状況についてでございます。こちらの学力の定着状況と申しますのは、各教科において東京都教育委員会が設定しました設定通過率、こちらは学習指導要領に示された内容について標準的に学習活動が行われたと想定した場合の正答の割合でございますが、その設定通過率がマイナス5ポイントより上位にいる児童生徒の割合を示しているものでございます。こちらにつきましては、小学校については13ポイント、中学校につきましては8ポイント下回っているという結果でございます。また、特に小学校については国語、中学校については英語が開きが大きいということでございます。

それから、2点目の学習に関する意識についてですけれども、こちらは児童生徒が授業が楽しい、または少し楽しいと感じている、そして授業がわかる、どちらかといえばわかるというふうに回答した割合についてでございますが、小学校、中学校ともに東京都と比較してその割合が下回っております。

また、イの授業がわかる要因につきましては、授業がわかる、どちらかといえばわかると回答した児童生徒が、わかるのはどうしてだと思えますかという質問に対して、幾つか

の選択肢の中から複数回答したものでございますが、こちらも小学校、中学校ともに東京都と比較しまして、お互いに意見を出し合ったり学び合ったりする、自分で考え、考えたことを発表するといった理由を選択した割合は低く、反対にわからないときには先生に聞くからという回答を選択した割合が高くなっております。

3番目につきましては、生活や行動等についてでございますが、こちらは小中学校ともに都と比較して毎日の家庭学習時間や読書の時間について1時間未満を選択した割合が高くなっております。

それでは、3ページ目をごらんください。調査結果の考察についてです。授業改善のための視点、そして家庭との連携を図った指導の充実というところで書かせていただいております。まず、授業改善の視点としましては、先ほどの調査結果、また東京都の報告書から、授業が楽しい、わかると感じている児童生徒ほど平均正答率が高いという調査結果が出ております。学習への関心や意欲の高まりが確かな学力の向上を図るということがこちらの結果からわかりますので、そのわかる授業の要因について習熟をしまして、各学校においては、児童生徒の学習への関心や意欲を高め、確かな学力の向上を図るための指導の工夫について、お互いに意見を出し合ったり学び合ったりする、自分で考え、考えたことを発表する、実際に体験するなどの視点から授業の見直しを図り、授業を行う必要がある必要があるのではないかというふうにまとめました。

また、2点目としましては、昨年度同様、小中学校ともに学力の定着状況には課題がありますので、特に小学校の国語、また中学校の英語については都や他の教科と比較して大きく下回る課題がございましたので、学校においてはその児童生徒の学力の定着状況に即して指導方法を工夫、改善し、指導計画や授業改善推進プラン等に具体的に位置づけるとともに、その定着状況について適切に評価する必要があると。

そして、3点目につきましては、小学校、中学校ともに読み解く力、そして教科別、観点別で見ますと、大きく分けて国語、教科それぞれに共通の課題が見えたので、各学校においては、小中一貫教育の視点から、小中学校の学習のつながりを考えて、課題となっている能力の向上を意識し、目指す児童生徒の姿や具体的に育てたい力を明確にする指導が必要であると。

次に、2点目としまして、学校と家庭との連携を図った指導の充実ということで、先ほどの調査結果、それと調査の報告書から、家庭学習の習慣が学力の定着状況に関係しているということが言えます。本市では、都と比較して家庭学習時間や読書時間が短い傾向にあるということで、各学校においては、家庭と連携をより一層図り、宿題等の課題を示したり、それからルールづくり等を家庭に働きかけることで児童生徒一人一人が基本的な生活習慣や学習習慣を確立できるよう指導していくことが重要であると。

4ページからは調査の結果について、教科別の度数分布のグラフ、それぞれの教科の比較になっておりますので、ごらんいただければと思います。

簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

残念な結果ということになるんだと思うんですけど、ただいつもこの学力のことで思いますのは、東京都という広い地域の中でも地域性というものがあるのではないかなというところがいつも疑問に思うんです。となると、この調査結果、例えば日の出、檜原、青梅、福生、羽村、奥多摩あたりの数値からは何か意味のあるものが読み取れるのでしょうか。というのは、同じような地域性を持ったところよりもさらに低いということになれば問題ですし、似たような傾向があるとすれば、大きく地域の置かれている条件によって学力というのが左右される背景がやむを得ず存在しているのではないかなというふうな気がまずいたします。

それはそれとして、この東京都の結果として、お互いに意見を出し合ったり学び合ったりする、自分で考えたことを発表するという回答の多いほうが意味ある数字として学力が高いということが言われているようなんですが、最近よく言われている授業の中でのグループ学習だとか、そういったことが大事だという話をよく聞くんですが、そういったものとリンクしているとすると、もしかすると授業方法を改善する余地がある。授業方法を改善すれば、あきる野市の子供たちの学力も上がることが考えられる。要するに授業の方法論といいましょうか、そういったことが考えられるのかどうか、それから読み解く力というのが各科目にかかわってきますけれども、この読み解く力というのは、教育の世界ではどういうものが読み解く力の育成につながるのかという何か定説というふうなものがあるのでしょうか。

それから、さっきの話とも絡むんですが、家庭での学習習慣が身についている児童が少ないという傾向は、地域性とか、こんなことを言ってはあれですけど、地域の経済力だとか、そういったものが背景にあるのではないかなというふうな気がどうしてもしてなりません、感想ですけども。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

指導主事。

指導主事（梶井ひとみ君）

地域性ということについてですけども、こちらにつきましてはこのような結果になっているということで、具体的には申し上げられませんが、地域性ということが特徴といえる部分もあるのではないかと思います。それから、家庭との連携ということで各学校では非常に苦労されているところでもありますけれども、より一層連携を図っていくということと、具体的に家庭学習の方法や時間の作り方、そういったところも具体的に伝えていく必要があるのかなと考えております。

それから、2点目の授業方法の改善と方法論についてでございますが、調査の結果を見ますと、授業がわかる要因が、わからないときは学校の先生に聞くからというところが特徴的に出ているかなというふうに認められますので、こちらのほうも指導方法について工夫改善をして、お互いに意見を出し合い、学び合うような、こういった視点から授業の見直しを図っていく必要があると考えております。

また、読み解く力につきましては、具体的には3つの観点がございます、1つは必要な情報を的確に取り出す力、それから比較関連づけて読み取る力、3つ目が意図や背景、理由を理解、解釈、推論して解決する力ということで、これは東京都独自の調査になっております。これにつきましてもグループ学習、また言語活動等にかかわる部分と、それから資料をしっかり読んで、その中から情報を取り出して考えて発表する力につながるというふうに考えておりました、特別に記載されております。

以上でございます。

指導担当部長（新村紀昭君）

端的に申し上げますと、今の一番最後の話ですけれども、先生に聞けば答えがわかるという形ですので、自分で考えることをしないとといったような形になってしまっていると。ですから、当然思考力、判断力も育ちませんから、読み解く力というのもつかないと。自分で読んで、自分でその資料、教材の中から情報を得て、それを考えて発出するという一連の活動をせずに、先生の答えだけをただうのみにしてというか、丸暗記してというか、そういう状況にあるということですので、まず教員自身がそういった授業方法を改善して、子供たちがどれだけ45分、50分の授業の中できちんと自分で問題を捉えて、考えて答えを出すか、その間教員は黙って静かに子供を観察する、あるいはその力が少し不十分だなという子に個別の支援を加える、そういったような授業方法に変えていく必要があるということで、これについては学力向上推進委員会等でそういった指導方法について考えてもらうということも必要かなというふうに考えているところです。

それから、地域性については、これは具体的な数字は示されておりません。市町村別の数字は出ていませんので、この棒グラフの山の列があるかと思えますけれども、そういった形での比較ということで、似たようなカーブといったようなものは西多摩地区にあるのかなというところです。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ということは、授業方法を改善すれば上がる可能性があるかと。

指導担当部長（新村紀昭君）

そういうところに期待したいと思います。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ただ、その問題点というのは前から出ていますよね、この傾向というのは。だから、それを重点的にやっていただけると未来が開けるのかなと。

指導担当課長（千葉貴樹君）

今部長から話がありましたように、学力向上委員会でも改善策といったことで検討していきますが、先ほど申し上げました中学校区ごとの目指す子供像や育てたい力を設定する先生方の協議の中でも、みずから進んでとか、よく考えるというところに課題意識を持って、そういったことを育てたい力に設定していただくとところがふえていますので、ぜひ期待して支援してまいりたいと考えております。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

先日五日市中学校を学校訪問した際に校長先生がおっしゃっていたことがすごく印象にあるんですけども、授業のときに最近プリントを使う先生が多くて、プリントの空欄の部分を埋める授業をしている先生が多いと。昔は先生が言ったことを黒板から全部写していたけど、半分できた状態のものを渡して空欄を埋めるという授業をしている先生が多いので、それが学力の定着につながるのをもしかしたら妨げているのかもしれないというような話を聞いて、すごく私もそう感じました。私も授業をする場面があるんですけど、やはり調査結果と同じで長文を読むのが嫌なんです。読むのを諦めちゃう。ぱっと見て、見てもすぐ解ける問題はやるんですけど、じっくり考えて内容を自分で理解して答えを出さなきゃいけないような問題はやる前から諦めて解かないという生徒が、もちろん差はありますけど、目につくというか、気になってはいます。そういう生徒さんをどうやって問題に取り組みせるかという段階を踏むに当たっては、最初授業をしている段階から空欄を埋めるという方法ではなく、自分の言葉で、ノートも黒板に書いたのをそのまま写すという教え方もあると思うんです。ちょっと話が前後しますが、前田小の授業のときに一斉のノートを購入して、どの子供のノートを見ても黒板と同じことが書いてあるということをやっていたらびっくりしたと思うんですけど、小学校のうちにはそれがいいのかもしれないんですけど、少なくとも中学校に行ったら、先生が話したことを自分の言葉で、自分でノートに整理するというのをやっていかないと自分の中に入っていない。ただ書いてあるものを写すだけで終わってしまうのではないかと思ったので、発達段階に応じて指導方法を見直して、学力の定着につながるような工夫をぜひお願いしたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

それから、家庭学習のことも問題なんですよ。学校訪問で何うと、家庭学習を行うという冊子をつくって、それで中学1年になったときに保護者に渡して説明して家庭学習の取り組みを働きかけている学校がありました。それで、小中一貫のこともあるので小学校にもその働きかけはどうですかと言いましたら、1校だけ進めたりしましたけれども、ほかの学校はしていないということだったんですね。家庭学習に向けた働きかけをどの程度学校自体やっていたらいいのか、そのあたり私はわからないんですけども、そういう冊子だけ配ればいいのかというものじゃないですけども、そのあたりはどうなのでしょう。

指導担当課長（千葉貴樹君）

小学校の段階では、宿題という形で漢字ですとか計算ですとか読書ですとか、そういったものを出している学校が結構多いかなと思います。中学校ですと、部活ですとか、なかなか学習ができないような状況で中学校も課題意識を持っていますので、今言ったような家庭学習のマニュアルみたいなものを学校のほうでつくって、それに沿ってやっていくといった学校がふえてきております。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

中学校の英語がすごく都と比べて差があるということで、AETのことは業務委託をし

ている関係上難しいというお話だったんですが、できればAETをもうちょっと活用するような方法を考えていただければと思います。意識づけとして、英語をコミュニケーションの一つではなく教科として生徒たちは捉えてしまっていると。勉強の対象として捉えているので、言葉なんだから、使えるんだよ、コミュニケーションの一つなんだよという意識がもうちょっと持てると、学習意欲が少し伸びるのではないかなと。その一環として、生涯学習課の関谷課長にこの間お話ししたんですが、例えばマールボロウとせっかく友好都市を結んでいて、ただ10日間行って受け入れるというだけではなく、何か継続的に向こうとやりとりをするような、例えばEメールでもいいですし、そういったのを英語科の授業で使えるような方法がもしあれば、もうちょっと意欲が高まるのではないかと。授業として難しいのであれば、例えばクラブ活動として英語クラブだとか、そういったものを中学校でつくって、その時期だけでなく年間を通じて何か交流が図れるような指導を考えていければと思います。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理人（山城清邦君）

家庭学習なんですけど、その家庭学習というのは、結局は家庭の環境が物を言うので、学校から家庭学習をやってくださいって渡されて、はい、やりましょうという人は多分もう余り問題のない人じゃないかなという気がしますので、もちろん予習、復習、その他ということで家庭学習はもちろん大事なんですけど、やはり第一は、授業の一発勝負といきましょうか、学校に来て私の授業を受けたんだから、これだけはわかってねということ先生は自信を持ってやってほしい。俺の授業ちゃんとわかっていけば、もうあとはやらなくていいよというぐらいの意気込みで授業に打ち込んでほしいなと、そういう思いがいたします。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今山城委員がお話しになったあたりは、恐らく先生たちの中でもそういう自信を持ちながら日々授業をしている方も大勢いらっしゃると思います。今回は、市全体を対象としての調査結果ですから、全体の傾向はつかめます。もっと細かく言えば、同じ英語でも、あるいは同じ社会でも、指導法にすぐれた先生から学んだ子供たちは当然のことながら学力の定着度が高いというようなことが現場の中ではあろうかと思っています。その優れた指導方法が各学校では生かし切れていないというあたりが課題かも知れません。今後教育委員会のほうでもさらに指導方法等についての研究機会を設けたり、あるいは教育研究員として学んできたことを職員に伝える伝達研修のご指導もいただければというふうに私は感じます。それと、もう一点ですが、学習の定着度合いと生活についての集計をされた結果ですが、単年度で見た場合には劣っていると判断できます。過去この調査が始まって以来、学力向上対策が取り組まれているはずですから、経年の数字を追ってみると、あきる野市の各学校の取り組みというのがもっと克明に出てくるのではないかとおもいます。

さらにもう一つ、職員の異動がありますから、せっかく自校で学んだ職員が場合によっ

ては他地区に出てしまう。あるいは地区外から着任し今まで授業研究等について余り携わってこなかった職員にうまく伝わっていない場合など、そんな意味で、職員は年度がかわっても、繰り返し、繰り返し取り組んでいかなければ、学力の定着は困難であると思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

根幹にある読み解く力というのは、これはどういうふうにしたら身につくと一般的には考えられているのですか。

指導主事（梶井ひとみ君）

読み解く力を育む指導ということでは、各教科それぞれの授業において、先ほど言いました3点の部分、目的に応じて情報を調べることですとか、その情報を関連づけて共通点や相違点等を図る活動であるとか、そういった学習活動を計画的に設定して工夫していくということが大切であると考えております。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

いろいろな原因があると思うんだけど、決定的なのは、学校の先生方は一生懸命やっているんだけど、今言ったようないろんな問題があるわけだけでも、文字との生活をしていく生活の仕方というのが圧倒的に減っていると思うんです。よく言うんだけど、メディア漬けで壊されちゃっている子供の姿があるんです。生まれたときから電子音の中で、映像の文化の中で、しかもぼんと押せば答えがすぐ出る生活をずっとしてきているわけだから、長文読解なんていうのは相当大変だと思う、今の子供は。国語の試験なんかは、個別のテストなんかの問題を見れば、一番最初は次の文章を読んで後の問いに答えなさいでしょう。その次の文章が物すごく長い。それを読んで問1から始まるわけだから、読み切らないうちに終わってしまうぐらいですよ。それを一気に読破していく力というのは今の子供は圧倒的になくなっている。それは、日ごろから文字との生活きちんとしているかというのは、教科書だって読み切れないという子供が多くなっちゃっているんじゃないかと。家に帰って静かに本を読むとか、東京都と比較してあきる野が多かったという数字は、何が多かったかという、家庭学習や読書時間について1時間未満を選択したのが多かったと。割合が高いと書いてあるから、よかったなと思ったら、1時間未満の子が多かったというのでは話にならない。でも、それが生活の実態だと思うんです。大人も気をつけなきゃいけないのは、今一生懸命ボランティアの大人たちがいろんな学校へ行って読み聞かせをしてくれているんですが、読み聞かせだから。読み聞かせというのは読んでくれるのを黙って聞いている話なんだよね。その本を読んでいくとかというところに行かない。聞いて、いいお話だった、道徳的に非常にすばらしい作品だったという感動はあるかもしれないけど、読んで感動したというのではないんだよね。そういう生活そのものを家庭なんかでも言っていって本をたくさん読ませると。文字との生活が圧倒的になくなっている。私

は小中一貫教育を言っているわけだけれども、9年間を通して徹底的に本を読ませるとい
うことで、1年生に上がったときから。生まれたときから本を読んであげていませんか。
「ゆきのひのうさこちゃん」なんていうのはみんな読ませたんじゃないですか。そういう
ふう読んで聞かせたり読ませたり、「そらいろのたね」なんていうのは、みんな子供は読
んでいるよね。そうやって幼稚園や保育園から小学校に行って本を読ませるとい
う、そういう生活環境を意図的に発信していく。やるかやらないかは家庭の問題だけど、学校が言
っていく、そういうのが必要なんじゃないかなと。そうじゃないと、もう文字なんかは全
然見なくたって用が足りちゃうんだから。

委員長職務代理人（山城清邦君）

僕の主観でしかないんですけど、本を読めということは要するにお話を読めということ
じゃないかと思うんですよ。だから、1冊、あるいは短編でもいいんですけど、1つお話を
読み切るということ積み重ねていくことしかないんじゃないかなと。結局読み解く力
というのは日本語力ですから、論理性とか、言葉の組み立てだとか、そういったものをつ
くっていかなくちゃいけないんですけど、まずお話というストーリーの世界を充分味わって、
その中で言葉がどういうふうに使われるかということ、後から言葉を学ぶと。先行して
いくのはストーリーというか、物語、それが誘導して行って、それをたくさん読むことによ
って自然と言葉の構成だとかイメージだとか、あるいは1つお話を読んだら何が残った
かなということ判読していく中で勉強できていくんじゃないかなというふうな気がして
いるんです。主観ですから、それ以外のものではないんですけど、やっぱりいろんなお話を
たくさん読むということがまず一番大事じゃないかなと。ですから、もし小中一貫にな
ったら、9年間にわたって読書目標というか、それをつくって、短い文章をこねくり回す
のではなくても、どんと一つのストーリーを与えて、それでどうだったというふうなところ
から持っていくというのが、遠回りのようだけど、近いんじゃないかなという気がする
んですけど。

教育長（宮林 徹君）

あと、先生方がどういうふうにして学力向上のためにいろんな取り組みをするかとい
うのはもう今やっています。それぞれの学校でやっているけど、先ほどから出ている話の中
で1つ学力があがった例として、丹治委員は自分で言えないと思うんだけど、秋多中学校
が、学力がそれこそちょっとよくないときがあって、東京都の学力向上の指定を受けたん
です。そのときにいろんな講師の先生が来て、先生方とどうやれば学力が上がるかとい
う勉強を2年間ぐらい、指定を受けている間やって成果を上げたんです。それは、ノート
のとり方を徹底的に先生方に教えたんです。そして、先生方が子供にどうノートをとらせ
るか、先ほど田野倉委員が言われたようなことだと思うんです。黒板に書いてあるものを自
分のノートに自分が理解した言葉で書いていく、そしてノートチェックをどんどん、どん
どんしていったら学力が上がったということがあるんです。指定を受けてやったからとい
うことなんだけど、その指定を受けた具体的な中身は何なのかといったら、子供にノート
をどうとらせるかという勉強をさせたんです。すごく成果が出たんです、もう本人がいわ
ないから言うんだけど。そういう意味では、前田小学校の同じノートを全部買わせてやっ
ていくなんていうのも小学校の段階としては素晴らしいことだと思うんです。ほかの学校

は全然やっていないでしょう。考えつきもしないでしょう。前田小学校の全員に同じノートを持たせて、黒板に書いたとおりのことを写させるというのは、あれはすごいなと思ったね。そうすると、そのノートは大事な宝物になるんだよね。西多摩地区の子供がみんな同じかという、必ずしも同じじゃないですよ。すごくいいところもありますよ。ある地域の英語なんかは東京で何番目というのものもあるんだよね。それはそれなりの努力をしているからであって、西多摩の子供はみんな同じと、そんなことを言っているわけではないですよ。あきる野もこれだけやっているのだから、授業をしっかり受けられる環境はできているのだから、何とか頑張らないと、ことしから悉皆になるわけでしょう。幾つかの学校だけやるというんじゃなくて、全部の学校でやるわけだよね。

委員長（古田土暢子君）

このあたりでよろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第9 報告事項（5）ふれあい月間（11月）の調査結果について、報告者は説明をお願いいたします。

指導主事。

指導主事（梶井ひとみ君）

それでは、資料のほうをごらんください。東京都の調査でいじめ防止強化月間ということで、ふれあい月間が年3回ございます。11月の調査結果について報告させていただきます。ふれあい月間（11月）の認知件数、一番下の合計をごらんください。小中学校合計で48件のいじめについての認知件数があったということでございます。そして、そのうち解決済みが37件、まだ未解決のものが11件、そして再発の件数、これは以前報告し、一度解決したものでありますが、再発した件数が6件ということで見たいと思います。そして、その次のふれあい月間（11月）の認知件数の追跡調査についてですが、新規発生件数をごらんいただきますと、小中の合計が42件というふうになっております。こちらの調査から、このいじめにつきましては48件の認知件数のうち新規が42件ということですので、どの子にとっても起こり得る問題であるということ、そしていつでも加害者、被害者になりうるということで考えております。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

各学校によって認知件数がゼロ件のところと十何件というところで、随分と差があるように感じられるんですけども、本人の自己申告ですよ。アンケートをとって、いじめだと本人が感じたかどうかということを出しているということなので、その子にとっては、例えば消しゴム貸してって言わないで消しゴムを使ったから、それはいじめだって感じちゃう子もいればという、そういう違いでこの件数の違いというのが出てきているのでしょ

うか。

指導主事（梶井ひとみ君）

アンケート調査等、また学級担任が気づいたこと、それから他の児童生徒からの報告や相談、さまざまなことで認知件数に出ています。

委員（田野倉美保君）

随分学校によって差があるので、それはなぜなのだろうと私は思ったんです。例えば多西小とか南秋留小というのは十何件で、ほかは1件とか2件なので、多西小や南秋留小だけがいじめがすごく起きているというわけではないのではないかと私は思ったんですが、その辺は。

指導担当課長（千葉貴樹君）

学校によっていじめをどう捉えるかという部分もあるかと思いますが、基本的には子供からの訴え、アンケート、保護者、あと担任の把握等でいじめとして認知しているわけですが、学校によっては、出てきた案件をそのまま上げている学校と、一定のことを精査していくといったようなこともありますので、そういったところがこういうところで反映されているのかなということは感じております。

指導担当部長（新村紀昭君）

多分全校で精査はある程度しているんだと思うんです。7月の都の緊急調査の中で、そういった疑いがあるとか、そういったものについては子供に必ず聞くようにということをしていますので、無記名の調査というのではないと思いますから、それがそのままストレートに出てきているということではないのだろうと思うんです、いじめかどうかというのは担任が見ていけばわかりますし。ただ、学校の特徴として、学校訪問等へ行って、ちょっと個別の支援が必要な子供が多いとか、そういったような学校、地域の特徴というのもあるでしょうし、さまざまな要因がその中にはあると思います。ただ、全てのものがこうやって出てくるということが非常に大切なことだと思いますので、もちろん発生件数が多い学校については、どういうことで発生したのかということについて、これから私どもも個別に対応していきながら、そうした発生件数を抑えられるような取り組みはないのか、昨年9月ですか、ご提案申し上げて、今やっております、いじめについて考える日というのを各学校やっておりますので、そういう中でもそうした取り組みを強化していってもらいたいようなことも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今回報告があったものについて何かいじめの内容の特徴的なものはありますか。例えば以前にはネット関係のものが出たじゃないですか。最近はもうそういういじめは解決したのかどうかということでちょっとお聞きしたいなと思います。わかる範囲で結構です。

指導主事（梶井ひとみ君）

主に件数として多いのが冷やかしかからかい、悪口というものが多いということで、嫌なことや恥ずかしいことをさせられたりするというような回答もいただいております。

委員（丹治 充君）

ネット関係はありませんか。

指導主事（梶井ひとみ君）

パソコン、携帯電話での中傷は特にございません。

委員長（古田土暢子君）

あと、今指導担当部長がお話しされましたけど、いじめについて考える日の設定を10月からですか、行っていますよね、各学校で月1回。それはもう全部浸透して、必ずそういう対応の形をとっているんですか。

指導主事（梶井ひとみ君）

各月の予定にも入れていただいておりますし、毎月設定してさまざまな取り組みを行っていただいております。特に全校集会での校長先生からの講話、生徒会等で作成したアンケートの実施といったようなさまざまな活動を行っております。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

もう時間も迫ってきています。私のほうからはいつものようにA4判であります。特別説明することはございません。暮れからお正月、きょうまでの間の報告です。それから、各課のほうで報告がありますけれども、質問があればお受けいたします。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ほかの教育委員さんから報告などありますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

1つなんですけれども、先日の綱引き大会、秋留台高校の生徒が出場してくださって、すごくいい大会になったと思います。今回すごく盛大でしたよね。それで、開催するに当たっては、綱引きの申し込みをしますよね。そのときに綱引きはこういう条件で行いますというような説明会をされているんでしょうか。

スポーツ推進課長（木下義彦君）

先日開催いたしました綱引き大会、ごらんいただきまして大変ありがとうございます。綱引きは公式の競技のルールに従ってということで、市の広報、それからチラシの学校等への配布を行っているところでございます。ですので、説明会等は行ってないんですけれども、皆さんそういう一定の人数が運動会でやるようなスタイルではないというところでございます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ただ、ルールが統一されていないようで、参加者にちょっと戸惑いがあったり、そういう場面が見られたので、何かそういうものが皆さんに周知されるといいかなと思いました。
スポーツ推進課長（木下義彦君）

ちょっと補足いたしますと、一般の部においては公式のルール、体重制限であったり、それからあと人数等を適用しているんですけども、それ以外の女子の部とか小学生の部については、その辺はお互いにバランスがとれるような範囲での対応で、正式なルールを用いてしまうとゲームが成立しないということもございますので、そこは対応させていただいております。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、ほかにないようですので、教育委員報告は終了いたします。

続きまして、日程第11 委員長の選挙についてです。

本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、非公開で会議を進めます。

= 非公開 =

委員長（古田土暢子君）

ご異議がないようですので、私、古田土が次期委員長に決定しました。

委員長の任期は、平成25年1月26日から平成25年10月27日までとなります。

続きまして、日程第12 委員長職務代理者の指定についてです。

本件も人事案件ですので、引き続き非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、非公開で会議を進めます。

= 非公開 =

委員長（古田土暢子君）

ご異議がないようですので、山城委員が次期委員長職務代理者に決定しました。

それでは、慣例ですので、次期委員長と委員長職務代理者から一言ずつご挨拶をさせていただきたいと思います。

ただいま身に余る推薦のお言葉をいただきまして、再び委員長の職につかせていただくことになりました。これからもまた皆様のお力をおかりして職務についていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長職務代理者（山城清邦君）

一言ご挨拶申し上げます。私も力不足ではございますけれども、この委員会のためにできる範囲で力を尽くしてまいりたいと思います。委員長の指導を受けながらともに歩んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

最後に、事務局から今後の日程などについてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今後の日程についてご案内させていただきます。まず、2月5日には東京都市町村教育委員会連合会の研修が東京自治会館で午後2時からございます。

次に、教育委員学校訪問でございます。2月は12日に五日市小学校を訪問する予定となっております。

最後に、2月定例会のご案内でございます。2月は21日の木曜日に開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会1月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後4時58分